

令和5年度ツキノワグマ狩猟について

本県では、令和5年度において、ツキノワグマ(以下「クマ」)の狩猟禁止措置について、下記のとおり制限的な解除を行います。つきましては、安全狩猟の実施について特段の注意をお願いします。

1 クマ狩猟期間 令和5年11月15日～令和5年12月14日

※令和5年12月15日以降はクマ狩猟を禁止します。(クマ狩猟期間外にクマ

マを捕獲した場合は、鳥獣保護管理法違反となりますので、ご注意願います)

2 クマ狩猟区域 兵庫県円山川・市川より西側地域

3 その他

○クマを捕獲するために「わな」を使用する方法は、鳥獣保護管理法で禁止されています。

○クマを捕獲した場合は、県(森林動物研究センター)が行う捕獲個体の調査にご協力をお願いします。

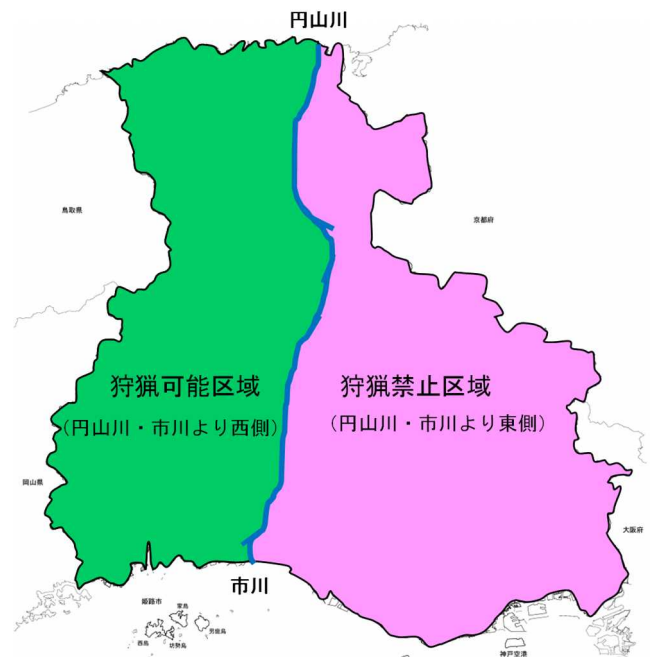
(詳細は別紙チラシに記載)

○クマの捕獲状況によっては、クマ狩猟期間中であっても狩猟自粛を

お願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

○半矢や誤射による事故防止のため、矢先の確認を十分に行うとともに、対象個体を確実に仕留められる場合のみ発砲するようにご注意ください。

○地域個体群維持の観点により、子連れの個体の狩猟は自粛願います。



図：クマ狩猟区域図

問い合わせ先

県内在住者

住所地を管轄する農林(水産)振興事務所
までお問い合わせをお願いします。

県外在住者

兵庫県環境部

自然鳥獣共生課

TEL : 078-341-7711

(内線 3353、3333)